

静岡県とウーブン・バイ・トヨタ株式会社との連携協定

静岡県（以下「甲」という。）とウーブン・バイ・トヨタ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「幸福度日本一の静岡県」の実現に取り組む甲と、モビリティの定義を拡張、人の可能性が広がる社会（モビリティの拡張）を通じた「幸せの量産」を目指す乙が、相互に連携及び協力を行い、双方の資源を有効に活用してイノベーションを創出し、新たなプロダクトやサービスの開発・実証を推進し、その成果を静岡から社会実装していくことで、人々が幸せ（Well-being）を実感できる社会の実現を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、必要に応じ県内市町をはじめとした関係する団体・機関等との連携を図りながら、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）安全なモビリティ社会の実現の推進に関する事
- （2）スタートアップやイノベーションを通じた県内産業の振興に関する事
- （3）将来のイノベーションを担う人材の育成支援に関する事
- （4）前各号のほか、社会実装に向けた取組に関する事その他の前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関する事

2 前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲及び乙の合意の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和8年9月3日

（甲）静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事



（乙）東京都中央区日本橋室町3丁目2番1号 日本橋室町三井タワー
ウーブン・バイ・トヨタ株式会社

代表取締役 CEO

